

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十七条に規定する水産動植物の増殖について、平成二十六年八月一日次のとおり第五種共同漁業権に係る漁業権者別増殖目標数を定めたので公示します。

平成二十六年八月五日

奈良県内水面漁場管理委員会会長 山本 常次

免許番号	漁業権者	魚種名	増殖目標数 kg（尾）
奈内共第 五十五号	五條市今井一丁目 五條市漁業協同組合	あゆ	九〇（一八、〇〇〇）
奈内共第 五十六号	吉野郡吉野町飯貝 吉野漁業協同組合	あまご	七〇（七、〇〇〇）
奈内共第 五十七号	吉野郡吉野町平尾 津風呂湖漁業協同組合	わかさぎ	二〇、〇〇〇千粒